

**【新設】(上場株式等の配当等に係る所得税額の控除の取扱い)**

**16-2-11** 法人が交付又は支払を受ける次に掲げる配当等に係る法第 68 条 《所得税額の控除》の規定の適用に当たっては、同条に規定する法人税の額から控除される金額は、次に掲げる配当等に応じそれぞれ次に掲げる金額を基礎として計算することに留意する。

- (1) 16-3の2-5(1)《上場株式等の配当等に係る分配時調整外国税相当額の控除の取扱い》に掲げる上場株式等の配当等 所得税法の規定により課される所得税の額（当該上場株式等の配当等に係る措置法第9条の3の2第7項《上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例》の規定により読み替えて適用される法第68条第1項に規定する調整対象所得税相当額を加える。）
  - (2) 16-3の2-5(2)に掲げる利益の配当 所得税法の規定により課される所得税の額（措置法第9条の6第4項《特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例》に規定する特定目的会社分配時調整外国税相当額を除く。）
  - (3) 16-3の2-5(3)に掲げる配当等 所得税法の規定により課される所得税の額（措置法第9条の6の2第4項《投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例》に規定する投資法人分配時調整外国税相当額を除く。）
  - (4) 16-3の2-5(4)に掲げる剰余金の配当 所得税法の規定により課される所得税の額（措置法第9条の6の3第4項《特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例》に規定する特定目的信託分配時調整外国税相当額を除く。）
  - (5) 16-3の2-5(5)に掲げる剰余金の配当 所得税法の規定により課される所得税の額（措置法第9条の6の4第4項《特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例》に規定する特定投資信託分配時調整外国税相当額を除く。）
- (注) 本文の取扱いは、16-2-2《未収利子又は未収配当等に対する所得税の控除》、16-2-3《支払請求に基づき支払った所得税の控除》及び16-2-8《証券投資信託の収益の分配の計算期間》の取扱いの適用に当たっても、同様とする。

**【解説】**

1 平成 30 年度の税制改正により、分配時調整外国税相当額の控除制度（法 69 の 2、以下「新制度」という。）が創設され、これまで所得税額の控除制度（法 68）による税額控除が行われていた所得税の額のうち分配時調整外国税相当額に該当するものについては、新制度により税額控除を行うこととされた。これに伴い、所得税額の控除制度による税額控除の対象となる所得税の額から、この分配時調整外国税相当額を除外することとする旨の法令改正が行われた（法 68①、以下この改正後の所得税額の控除制度を「本制度」という。）。

この新制度が創設されたことに伴い、上場株式等の配当等の交付を受ける場合（措法 9 の 3 の 2）及びいわゆる法定 4 ビークルから配当等の支払を受ける場合（措法 9 の 6 ～ 9 の 6 の 4）における各配当等に係る外国所得税の額についても、新制度の枠組みの中で税額控除を行うこととされる（注）などの所要の整備が行われた。

（注）この詳細は、法人税基本通達 16-3 の 2-5 《上場株式等の配当等に係る分配時調整外国税相当額の控除の取扱い》の【解説】 1 を参照のこと。

- 2 ここで、これらの各配当等に係る本制度による税額控除の対象となる金額（所得税の額）については、法令上、それぞれ以下のとおりとされている。
- (1) 上場株式等の配当等の交付を受ける場合における配当等については、その根拠規定の中で、本制度の条文の読替え規定として定められている（措法9の3の2⑦）。
  - (2) 法定4ビークルから配当等の支払を受ける場合における各配当等については、その配当等に係る所得税の額から新制度の対象となる金額（基通16-3の2-5の(2)から(5)までに掲げる金額）を控除したものとなる（法68①、69の2①、措法9の6④、9の6の2④、9の6の3④、9の6の4④）。
- 法令ではこのとおり定められているのであるが、本通達の本文及び(1)から(5)までにおいて、念のため、これらの具体的に意味するところを明らかにしている。
- 3 なお、所得税額の控除制度全体に係る法令解釈・取扱いとして、法人税基本通達第16章第2節《所得税額の控除》において通達を定めているが、そのうちこれまで上記の措置法の各規定で定める各配当等に係る所得税の額について適用されていた通達（基通16-2-2《未収利子又は未収配当等に対する所得税の控除》、16-2-3《支払請求に基づき支払った所得税の控除》及び16-2-8《証券投資信託の収益の分配の計算期間》）においてそれぞれ規定されているその対象となる金額（所得税の額）についても、本通達の本文の取扱いは適用される。本通達の注書において、念のためこのことを明らかにしている。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通19-2-14）を定めている。